

東京学芸大学大学院教育学研究科特別研究学生交流規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（以下「研究科規程」という。）<u>第9条の規定に基づき</u>、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）<u>及び研究科規程第21条の規定に基づく特別研究学生の取扱いに関し</u>、必要な事項を定める。 （他の大学院等との協議） 第2条 研究科規程第9条に規定する特別研究派遣学生に係る本学と他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て</u>、学長が行う。ただし、外国の大学院等との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該他大学院等との事前協議を欠くことができる。 2 研究科規程<u>第21条</u>に規定する他の大学院からの特別研究学生の受入れの協議は、<u>研究科委員会</u>の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （研究指導の許可） 第4条 前条の願い出があったときは、学長は、<u>研究科委員会</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 （派遣許可の取消し） 第9条 学長は、特別研究派遣学生が<u>派遣の趣旨に反する行為等があると認められるときは</u>、<u>研究科委員会</u>の議を経て、他大学院等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 （入学の許可） 第11条 特別研究学生の入学の許可は、選考の上、<u>研究科委員会</u>の議を経て、学長が行う。 （研究指導状況報告書） 第12条 特別研究学生が所定の研究指導を終了したときは、学長は、<u>指導教官</u>の報告に基づき、研究指導状況報告書を交付するものとする。	第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（以下「研究科規程」という。）<u>第9条第3項及び第21条第2項の規定に基づき</u>、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）<u>並びに特別研究学生の取扱いに関し</u>、必要な事項を定める。 （他の大学院等との協議） 第2条 研究科規程第9条に規定する特別研究派遣学生に係る本学と他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、<u>教育研究評議会の議を経て</u>、学長が行う。ただし、外国の大学院等との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該他大学院等との事前協議を欠くことができる。 2 研究科規程<u>第21条第1項</u>に規定する他の大学院からの特別研究学生の受入れの協議は、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （研究指導の許可） 第4条 前条の願い出があったときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 （派遣許可の取消し） 第9条 学長は、特別研究派遣学生が<u>その趣旨に反する行為等があると認められるときは</u>、<u>教務委員会</u>の議を経て、他大学院等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 （入学の許可） 第11条 特別研究学生の入学の許可は、選考の上、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。 （研究指導状況報告書） 第12条 特別研究学生が所定の研究指導を終了したときは、学長は、<u>指導教員の報告に基づき</u>、研究指導状況報告書を交付するものとする。

(検定料，入学料及び授業料)

第13条 特別研究学生の検定料，入学料及び授業料は，次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は，徴収しない。
- (2) 特別研究学生が公立若しくは私立の大学院の学生であるときの授業料は，法令に定める額を徴収し，国立の大学院の学生であるときは，徴収しない。
- 2 前項の授業料は，研究指導を受ける期間にかかる授業料の全額を入学手続の際に納付しなければならない。ただし，研究指導を受ける期間が，受入れ日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は，翌年度以降の授業料を当該年度の当初の月に徴収する。
- 3 納付した授業料は，返付しない。

〔省略〕

(準用)

第15条 第5条及び第9条の規定は，特別研究学生に準用する。この場合において，「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

- 2 東京学芸大学大学院学則，研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は，特別研究学生に準用する。

〔省略〕

(検定料，入学料及び授業料)

第13条 特別研究学生の検定料，入学料及び授業料は，次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は，徴収しない。
- (2) 特別研究学生が公立又は私立の大学院の学生であるときの授業料は，別に定める額を徴収し，国立の大学院の学生であるときは，徴収しない。
- 2 前項の授業料は，研究指導を受ける期間にかかる授業料の全額を入学手続の際に納付しなければならない。ただし，研究指導を受ける期間が，受入れ日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は，翌年度以降の授業料を当該年度の当初の月に徴収する。
- 3 納付した授業料は，返付しない。

〔省略〕

(準用)

第15条 第5条及び第9条の規定は，特別研究学生に準用する。この場合において，「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

- 2 国立大学法人東京学芸大学大学院学則，研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は，特別研究学生に準用する。

〔省略〕

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。